

固定資産税・都市計画税

24年度のあらまし

課税標準額とは、税額を算出するに当たって、その基礎となる額です。原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となりま

す。ただし、法律に基づく課税標準の特例が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低くなりま

す。前年度課税標準額の割合が一定基準以上の土地は税負担が引き下げられたり、据え置かれたりする一方、評価額に

対して前年度課税標準額の割合が一定基準以下の土地は税負担が引き上げられます。この措置により、評価額が下がった土地についても、税額が据え置かれる場合や、引き上げられる場合があります。

◎土地の評価および税負担について
24年度は評価替えの年度に当たって、3年に1度の固定資産価格の見直し(評価替え)を行いました。具体的には、23年1月1日を価格調査基準日とし、新たな地価調査を行い、24年度の評価額を算出しました。

◎都市計画税とは
毎年1月1日現在、土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じて納める税です。税率は1・4割です。

◎固定資産税とは
毎年1月1日現在、土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、都市整備などの費用に充てられる目的税です。税率は0・27割です。

◎固定資産税・都市計画税の税額は、「課税標準額×税率」によって算出されます。具体的には、評価額に対して

24年度は評価替えの年度に当たって、新しい評価基準によって新増築分家屋の評価を行いました。また、在来分家屋もこの基準によって見直しを行い、建築時から年数の経過に応じた減価率を反映して、24年度の評価額を算出しました。ただし、算出した新評価額が前年度を上回った場合は、前年度の評価額に据え置き、下回った場合は算出された新評価額となります。

◎固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送します
24年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月1日(火)に発送します。第1期の納期限は5月31日(木)です。【注意】広報3月15日号でお知らせの通り、24年度から

◎新築住宅の軽減適用終了について
次の期間に新築され、固定資産税の新築軽減が適用されていた家屋は、23年度で軽減の適用が終了となり、本来の税額に戻ります。

◎対家屋
①20年1月2日～21年1月1日に建築されたもの
②18年1月2日～19年1月1日に建築されたもの
③3階建て以上の中高層耐火住宅など

◎固定資産税・都市計画税の納税通知書を受け取るための確定申告書提出する場合を除き、確定申告をする必要がなくなりました。ただし、市民税・都民税で、公的年金などから源泉徴収されていない社会保

険料控除(介護保険料、国民健康保険料(料)、後期高齢者医療保険料)、生命保険料控除、医療費控除、寡婦(夫)控除などの各種控除を受けようとする方や所得税の確定申告で各種控除を申告したが申告を撤回した方は、市民税・都民税の申告が必要となります。

また、市民税・都民税の申告をしていない方は課税課税窓口(市役所2階)で申告をお願いします。

詳しくは同課市民税係 ☎470・7777(内線2333)へ。

各予算が成立しました

24年度一般会計暫定予算、下水道事業特別会計暫定予算、特別会計予算

3月27日に開かれた第1回市議会定例会において国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の3特別会計について予算が成立しました。一般会計および下水道事業特別会計については、3月29

日に開かれた第1回市議会臨時会において4月～6月を期間とした暫定予算が成立しました。

◎特別児童扶養手当
次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母、または養育者に支給さ

◎特別児童扶養手当
次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母、または養育者に支給さ

◎特別児童扶養手当
次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母、または養育者に支給さ



◎特別児童扶養手当
次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母、または養育者に支給さ

◎特別児童扶養手当
次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母、または養育者に支給さ

◎特別児童扶養手当
次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母、または養育者に支給さ

◎特別児童扶養手当
次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母、または養育者に支給さ

◎特別児童扶養手当
次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母、または養育者に支給さ

各種手当のご案内

特別児童扶養手当、特別障害者手当など

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当については、24年度手当額が改定されました。

◎特別児童扶養手当
次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母、または養育者に支給さ

市民税・都民税の

申告はお済みですか

公的年金などの収入が40万円以下の方で、そのほかの所得が20万円以下の方でも申告が必要な場合があります。既に1月・2月に発行した広報紙でお知らせの通り、所得税の確定申告では公的年金などの収入金額の合計が40万円以下で、そのほかの所得が20万円以下の方は、所得税の還付を受けるための確定申告書提出する場合を除き、確定申告をする必要がなくなりました。ただし、市民税・都民税で、公的年金などから源泉徴収されていない社会保

険料控除(介護保険料、国民健康保険料(料)、後期高齢者医療保険料)、生命保険料控除、医療費控除、寡婦(夫)控除などの各種控除を受けようとする方や所得税の確定申告で各種控除を申告したが申告を撤回した方は、市民税・都民税の申告が必要となります。

また、市民税・都民税の申告をしていない方は課税課税窓口(市役所2階)で申告をお願いします。

詳しくは同課市民税係 ☎470・7777(内線2333)へ。

介護保険料特別徴収(年金天引き)の方へ

仮徴収のお知らせ

介護保険料は、毎年7月に市民税の課税内容を基に

決定します。そのため、4月・6月・8月の保険料は仮徴収として、2月と同額を納めていただきます。

7月に保険料が決定した後、年間保険料額と仮徴収額との差額を、10月・12月・翌年2月の3回に分けて納めていただくこととなります。

24年度の介護保険料は7月中旬にお知らせします。
※4月・6月・8月の保険料額と比べて、年度後半の10月・12月・2月の保険料が大幅に増額または減額になることが見込まれる場合には、年間の天引き額を平準化するために、6月・8月の仮徴収額を変更する場合があります。個別にお知らせします。

詳しくは介護福祉課係 ☎470・7777(内線4910、4911)へ。



納付が困難な学生の方は、学生納付特例をご利用ください

20歳以上の方は、学生であつても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大)教育法に規定する大学(大)が少なくないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大)教育法に規定する大学(大)が少なくないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

明るい選挙推進委員が

決まりました

東久留米市明るい選挙推進委員に左表の20人の方が委嘱されました(敬称略、投票区は身近なものにし、有権者の方により深い関心を持つてい

の2年間で、推進委員は政治と選挙をより身近なものにし、有権者の方により深い関心を持つてい

ただけるよう、啓発活動や地域での話し合い活動を通じて、投票総参加の呼び掛けや明るい選挙の推進を図る活動を行っています。詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎470・7790へ。



東久留米市 明るい選挙推進委員

投票区	氏名
1	奥住 喜美子
2	赤檉 富美子
3	関 紀子
4	内田 滋
5	土岐 和代
6	前田 牟津子
7	大木 久
8	守谷 啓子
9	笹本 玲子
10	當麻 イセ子
11	渡邊 淳子
12	中山 君子
13	白川 公子
14	佐々木 久利子
15	兵藤 美佐子
16	村越 章子
17	小川 幸子
18	峯岸 松枝
19	佐野 寿美江
20	鴨志田 博